

大妻女子大学大学院科目等履修生規程

平成9年11月4日
制定

(趣旨)

第1条 大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定)第44条の規定する科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、学則第33条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(入学の手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に選考料13,000円を添えて所定の期日までに、学長に願出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 健康診断書

(4) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書

(5) 現に職のある者は、所属長の承諾書

(6) 現に日本国に在住している外国人は、登録原票記載事項証明書

(入学の許可)

第4条 科目等履修生の入学は、研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

(入学料及び履修料)

第5条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料20,000円及び履修料として1単位につき20,000円を納付しなければならない。

ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

(諸料金の還付)

第6条 既納の選考料、入学料及び履修料は、返還しない。

(入学期)

第7条 科目等履修生の入学期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第8条 科目等履修生の在学期間は、6か月又は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、願出により在学期間の延長を許可することがある。

(許可の取消し)

第9条 科目等履修生として本学諸規程に反したときは、研究科委員会の議を経て学長は履修の許可を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第10条 履修した授業科目の試験に合格し、単位を修得した者は、願出により単位修得証明書の交付を受けることができる。

(他の規程の準用)

第11条 この規程に定められていない事項については、大妻女子大学学則(昭和48年4月1日制定)及び大妻女子大学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院科目等履修生規程施行の際、平成21年度後期に家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科の科目等履修生であった者が、引き続き在学期間を延長する場合は、人間文化研究科の科目等履修生とみなす。